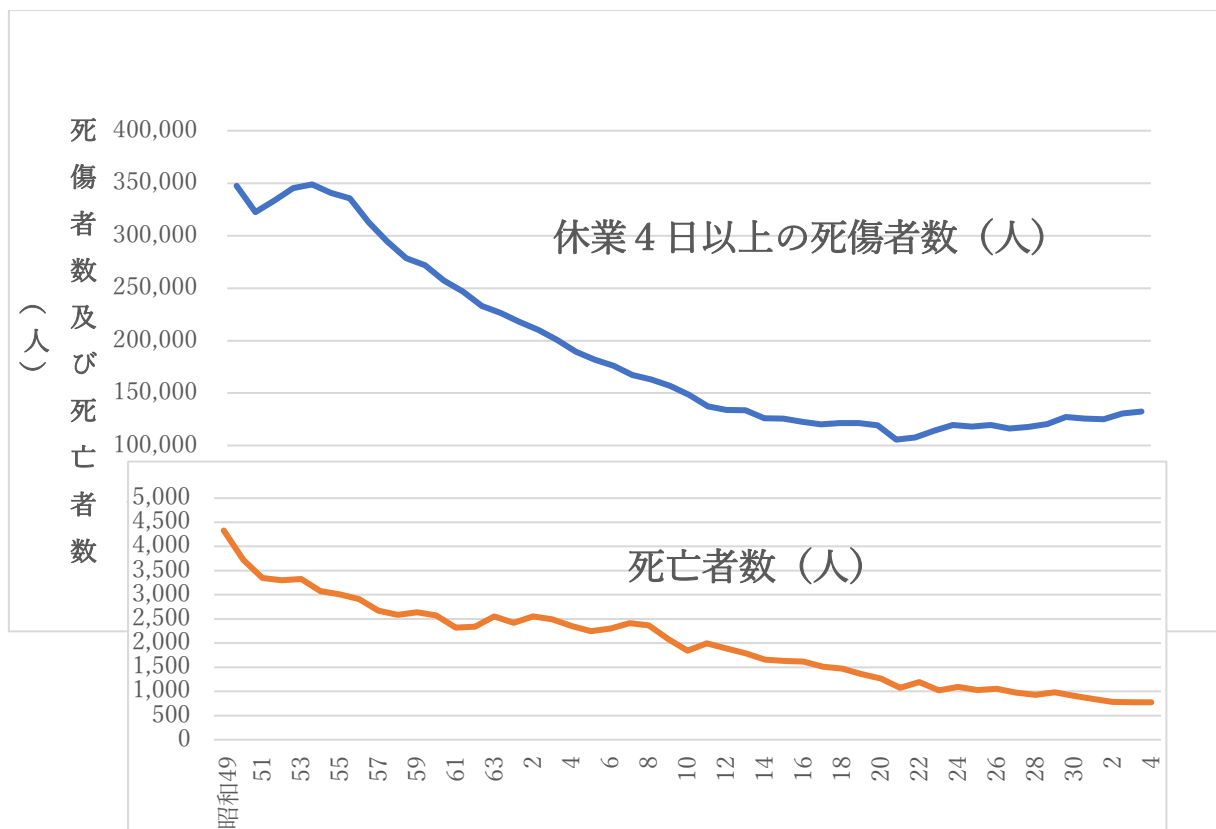


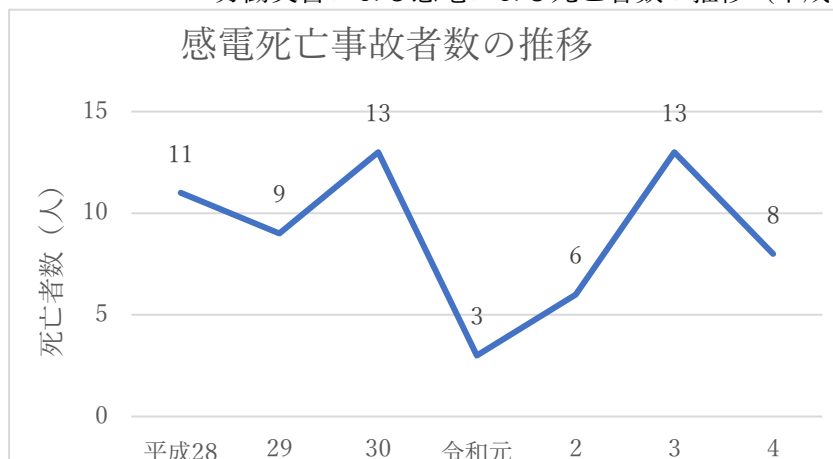
# 低圧電気取扱業務特別教育を受講しよう！

## 電気による感電災害が発生

- ・労働災害統計（厚生労働省「労働災害発生状況」）によると、労働災害全体では、死傷者数（死亡及び休業4日以上）に占める死亡者数の割合は令和4年0.6%であるが死亡者数に占める感電の割合は1.0%と高い。



労働災害による感電による死亡者数の推移（平成28～令和4年）



出典：「労災保険給付データ」、「労働災害発生状況」等（厚生労働省）の各年のデータを基に作成

## 低圧電気取扱業務特別教育とは

一般的に、低圧の電気（直流 750V 以下、交流 600V 以下）は事業場や工場などの作業者が用いる周辺の電気機器にて使用されています。

電気による感電災害の死亡者数は、低圧電気による件数が高圧（低圧以上 7,000V 以下）などの電気事故件数を上回っているのが現状です。

これは、低圧が高圧よりも安易に見られがちなこと、電気が目で見ることができない存在であることから作業者の認識不足が発生の要因とされています。

こういった認識不足による事故は、作業者がきちんとした知識を身に付けることで、絶縁保護具を着用し、停電作業を徹底するなどの事故防止につながります。

労働者の安全と健康の確保、電気工事の欠陥による災害を防止するために、[労働安全衛生規則](#)により、[低圧電気取扱業務](#)は「[危険または有害な業務](#)」に指定されています。

また、事業者は、危険有害業務に労働者を従事させる場合、規定された特別教育を実施しなければならないと[労働安全衛生法第 59 条](#)にて定められています。

低圧電気取扱業務特別教育が実施されるのは、作業従事者の安全を確保するためです。

No	対象業務
1	低圧の充電回路の敷設もしくは修理の業務
2	配電盤室、変電室など区画された場所に設置する低圧のうち充電部分が露出している開閉器の操作の業務

## 貯水槽清掃作業で感電が想定される作業

貯水槽清掃作業において感電が想定される作業は、次のとおりです。

- ・排水ポンプや高圧洗浄機を配電盤やコンセントに接続する作業
- ・排水ポンプの作動時
- ・照明と換気ファンの設置、稼働時

## 低圧電気取扱業務特別教育は、どのような内容で実施されるのでしょうか？

### 受講内容

低圧電気取扱業務特別教育では、学科と実技の2つが実施されます。

項 目	受講時間
低圧の電気に関する基礎知識	1 時間
低圧の電気設備に関する基礎知識	2 時間
低圧用の安全作業用具に関する基礎知識	1 時間
低圧の活線作業及び活線近接作業の方法	2 時間
関係法令	1 時間
合計	7 時間

上記が学科の実施内容です。

実技は、作業者が行う業務によって受講時間が異なるので注意してください。

業務内容	項目	受講時間
充電回路の敷設もしくは修理の業務	低圧の活線作業及び活線近接作業の方法	7 時間以上
充電部分が露出している開閉器の操作の業務		1 時間以上

上記が実技の実施内容です。

## 実技の講義風景



短くて8時間、長くて14時間の講習時間で特別教育が実施されます。

自分自身の安全を確保するといった意味でも、特別教育では真剣に取り組みましょう。

特別教育受講後に修了証が発行されると、作業者は業務に従事できます。

受講料金などを確認して実施機関に特別教育の受講を申し込んでください。

### 受講料金

特別教育の受講料金ですが、これは受講する機関によって異なります。

### 受講対象者

次の業務を行う方は、特別教育の受講が必要です。

低圧（直流 750 ボルト以下、交流 600 ボルト以下）の充電電路の敷設、修理の業務又は配電盤室、変電室等区画された場所に設置する低圧の電路のうち充電部分が露出している開閉器の操作の業務

### 特別教育を行わなかった場合の罰則

もし、特別教育を実施せずに作業者を該当業務に従事させた場合には、事業者に対して次の罰則が科せられます。

項目	内容
罰則の条件	該当業務の特別教育を行わなかった場合
罰則内容	6ヶ月以下の懲役または50万円以下の罰金

特別教育を実施する目的は「作業者の安全を確保するため」です。

電気による感電災害を防止するためにも、作業者は必ず特別教育を受講しましょう。